

1 - 4 青森県道路公社

1 法人の概要

(平成 18 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 徳海 晋一	県所管部課名	県土整備部 道路課
設立年月日	昭和 50 年 4 月 1 日	出資金	8,235,500 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	8,235,500 千円	100.0%
組織構成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	3 名	2 名
	監 事	2 名	1 名
	職員数	22 名	14 名
業務内容	「みちのく有料道路」、「青森空港有料道路」、「第二みちのく有料道路」の管理運営等		
経営状況 (平成 17 年度)	当期収益	7,754,086 千円	(その他参考)
	(うち業務収入)	2,208,897 千円	
	当期費用	7,752,173 千円	県からの補助金
	(うち 償還準備金繰入額)	803,430 千円	県からの無利子借入金
	当期利益	1,913 千円	県の債務保証・損失補償
	償還準備金繰入額は、道路事業における当期利益である。		16,789,174 千円

2 沿革

本県においては、東北縦貫自動車道弘前線が昭和 49 年度から建設され、更に、むつ小川原開発の進展が期待される中、各圏域を結ぶ道路の整備が必要となっていた。また、自動車交通量の激増に対して道路整備が遅れていたため、既存道路の慢性的交通混雑の緩和及び将来の交通需要の増大に対処するための道路整備が必要であった。

交通需要の増大に対応し、その波及効果を高めるためには、道路を短期間に整備する必要があったが、巨額の資金を要した。そのため、従来 of 公共工事による道路整備では資金や建設の進捗に制約があることから、地方道路公社法に基づき、そのメリットである民間資金を活用し、短期間で道路を整備し、有料道路方式によりその建設資金の回収を図るという方策が採られることとなった。

こうした中、当法人は道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効果的に行うために昭和 50 年 4 月に設立され、みちのく有料道路(昭和 55 年供用開始)、青森中央大橋有料道路(昭和 61 年供用開始)、青森空港有料道路(昭和 62 年供用開始)、第二みちのく有料道路(平成 4 年供用開始)を建設し、その管理運営等を行っていたが、青森中央大橋有料道路については、平成 18 年 3 月 31 日に料金徴収期間が終了し、平成 18 年 4 月 1 日から無料開放されたため、現在は残る 3 つの有料道路の管理運営等を行っている。

また、平成14年4月1日から当法人、青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社（以下「3公社」という。）の管理部門が統合されるとともに、常勤役員も併任とされ、現在に至っている。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、有料道路の建設、管理運営を通じ、地域間物流の効率化や県民の交通利便性の向上に寄与してきたところであり、現在は「みちのく有料道路」、「青森空港有料道路」及び「第二みちのく有料道路」の3つの有料道路の管理運営等を行っている。

当法人が管理運営する有料道路の利用台数及び料金収入が建設当初の計画を大幅に下回っており、料金収入で回収することとなっている建設費に係る長期債務については、料金徴収期間内の返済が困難な状況となっていることについては、昨年度の報告書で述べたとおりである。また、当法人は、平成17年8月に、更なる債務削減の取組として平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「中期経営プラン」（以下「プラン」という。）を策定したところであり、その着実な実施が求められている。

当委員会は、昨年度の点検評価において、プランの内容とともにプランで見込んだ料金収入及び維持管理費をベースに料金徴収期間終了時における各有料道路の残債務の試算等についても確認したところである。同試算によれば、各有料道路の料金徴収期間終了時において債務が残る可能性が懸念されていることから、当法人は、プランを着実に実施するだけでなく、更なる取組や残債務の処理方策の検討が必要となっている状況にある。

以上のようなことを踏まえ、今年度、当委員会は当法人に対する点検評価を行ったところである。

(2) 経営状況

平成17年度の決算をみると、償還準備金繰入額（各有料道路に係る当期利益は、償還準備金繰入額として計上される。）を含む当期利益は、8億534万円（平成15年度：7億6,568万円、平成16年度：6億5,955万円）となっており、プラン実施前に比べ、収益性が向上していることがうかがえる。なお、平成17年度において県からの補助金収入約55億円を受け入れているが、これは無料開放となった青森中央大橋有料道路の残債務の処理のため交付されたものであり、当法人から県に対しては、同額分の無利子借入金の返済がなされている。

今年度の点検評価で確認した各有料道路の平成17年度の経営状況及びプランと実績との比較は以下のとおりである。

みちのく有料道路

21.5キロメートル、建設費210億円、料金徴収期間は昭和55年11月13日～平成22年11月12日（30年間）

利用台数は減少（対前年比94.2%）しており、料金収入も減少（対前年比97.4%、平成16年度の青森県有料道路料金割引社会実験に伴う減収補填額を含めた対比）している。当該有料道路における償還準備金繰入額は5億7,620万円となっている。プランでは、14億5,053万円の料金収入を見込んでいたが、13億9,386万円の実績となり、プランを5,667万円（3.9%）下回っている。

青森中央大橋有料道路

1.0キロメートル、建設費74.5億円、料金徴収期間は昭和61年4月1日～平成18年3月31日（20年間）

利用台数は減少（対前年比98.1%、平成17年度の利用台数は3月24日までの利用台数（無料開放のための工事のため））、料金収入も減少（対前年比99.9%）している。当該有料道路における償還準備金繰入額は3,745万円となっている。プランでは、2億2,460万円の料金収入を見込んでいたが、2億3,736万円の実績となり、プランを1,276万円（5.7%）上回っている。

青森空港有料道路

1.7キロメートル、建設費61億円、料金徴収期間は昭和62年7月19日~平成29年7月18日(30年間)

利用台数は減少(対前年比93.2%)、料金収入も減少(対前年比93.0%)している。当該有料道路における償還準備金繰入額は1億6,550万円となっている。プランでは、3億4,948万円の料金収入を見込んでいたが、3億1,861万円の実績となり、プランを3,087万円(8.8%)下回っている。

第二みちのく有料道路

9.7キロメートル、建設費56億円、料金徴収期間は平成4年3月30日~平成34年3月29日(30年間)

利用台数は減少(対前年比96.2%)、料金収入も減少(対前年比95.4%)している。当該有料道路における償還準備金繰入額は2,429万円となっている。プランでは、2億5,361万円の料金収入を見込んでいたが、2億4,191万円の実績となり、プランを1,170万円(4.6%)下回っている。

収益面における各有料道路の状況は以上であるが、全体として、各有料道路において利用台数、料金収入ともに平成16年度の実績を下回っており、また、プランで見込んだ料金収入の合計22億7,822万円に対し、その実績は21億9,174万円(8,648万円、3.8%)となっていることが確認できた。

一方、費用面においては、発注工事等の精査をはじめとする道路維持費の削減により、プランで見込んだ維持管理費6億2,670万円に対し、その実績は5億7,021万円(5,649万円、9.0%)となったほか、借入利息の入札による支払利息の軽減により、プランで見込んだ業務外費用2億3,917万円に対し、その実績は1億8,633万円(5,284万円、22.1%)となっていることが確認できた。

結果として、収入面においては、プランで見込んだ料金収入を確保できなかったが、維持管理費をはじめとする経費削減の取組により、プランで見込んだ収支差10億7,366万円を2,742万円上回る11億108万円の収支差を確保していることを確認した。また、公社等ヒアリングにおいては、プランの実施に当たっても、道路の維持管理について、安全性の確保及び利便性の向上に十分留意しているとの報告を受けたところである。

プランでは、現在管理運営している3路線の料金収入を平成17年度から平成21年度まで、同額で見込んでいることから、利用台数が回復しなければ、プランで見込んだ収支差の達成には、維持管理費等の経費の削減に頼らざるを得なくなる。当委員会としては、当法人が、道路の安全性等に留意し、着実にプランを実施していることに対し、一定の評価をするものであるが、その上で、今後ともその実施に当たっては、道路の安全性及び利便性の維持・確保に十分に留意することを望むものである。

(3) 業務執行状況

当委員会は、プランに掲げた収入確保の取組や経費等の節減の取組について、確認したところである。

まず、収入確保の取組については、有料道路利用者の拡大を図るため、回数券の販売促進を行っていること、ホームページの刷新やのぼりの掲出など、広報・広告活動を展開していることが報告されたほか、駐車場事業の拡大の取組が報告された。駐車場事業については、平成16年度から実施しており、平成17年度においてもプランで見込んだ収益252万円に対し、305万円の実績を上げており、有料道路料金収入以外の取組として、収入の確保に寄与しているところである。当法人からの報告によれば、今年度、更に駐車場の拡大を予定しているとのことであった。しかしながら、収入確保の取組については、利用台数及び料金収入が前年度を下回ったことをみても、有料道路利用者の増加を図る決め手が無いことも否めない。

次に、経費等の節減の取組については、契約発注における入札の競争性確保及び発注方法の見直しとして、建設工事の参加申込型指名競争入札の対象工事の設計下限額を試行的に引き下げ、契約発注における入札の透明性及び競争性の確保を行っていることや、経営状況の項で述べた維持工事の見直しの取組、平成17年10月から実施している管理職手当の削減（10%）及び県内旅行日当の廃止などについて報告を受けた。また、平成15年度から実施している料金徴収業務委託の入札制度の改善についても確認したが、入札の参加条件の緩和により、入札参加企業が増え、落札率が大幅に低下するなど、大きな経費節減効果が出ていることを確認した。なお、延長が短い路線の県管理道路との一体管理については、両道路の管理体制の違いもあり、今後の検討課題となっている。

経費等の節減の取組のうち「組織の見直しによる効率的な人員の配置」については、昨年度の当委員会の提言「3公社が統合組織としている管理部門については、青森県住宅供給公社の解散業務が平成19年度から本格化することから、見直しが行われ、これに併せて当法人の組織体制等の見直しも行うこととしているが、当法人の組織体制の見直しを行うに当たっては、管理路線の減少及び業務量の変動等を踏まえたうえ、効率的な業務執行が可能となるような組織体制とすること。」への対応と関連するが、3公社が統合組織としている管理部門の見直しについては、平成20年度末の青森県住宅供給公社解散までは、現行の体制を維持し、平成21年度以降の管理部門組織統合のあり方については、平成20年度までに検討するとの報告があった。この理由として、当法人及び青森県土地開発公社については、統合組織を前提として、必要最小限の人員で業務を行っており、管理部門組織の独立により、業務量が増加し、人員不足が懸念されること、また、管理部門を独立させることにより、各公社において人件費をはじめとする経費の増加が懸念され、各公社の経営に支障をきたすおそれがあることなど説明があったところであり、当法人の経営状況を踏まえ、短期的な措置として、当委員会としても一定の理解をしたところである。また、当法人単体での見直しについては、当法人からは、管理路線の減少に伴う業務量の変動がほとんどないことから、当面は現行の組織体制を維持するとのことであり、また、所管課からも、現状では現行の組織体制を当面維持することが必要と回答があったところである。有料駐車場業務を業務量の増大の理由としていることについては、疑問が残るが、現行の体制（経理課4名（1名長期休暇中）、道路工務課3名）が少数であることを踏まえ、複雑な経理事務の正確性を確保するため及び道路の安全性の確保を行うために必要な体制として理解した。

更に、当委員会は、プランで今後の検討課題としている事項についても確認した。

まず、料金徴収期間の延長については、現在、当法人が債務の削減に向けて、プランを実施しているところであり、当法人の経営努力により債務を返済することが基本であること、具体的な検討には今後の債務の返済状況を踏まえる必要があることなど、現段階ではその取組が進んでいないものと理解した。当委員会としては、債務の返済については、当法人が収支改善のためあらゆる努力をしていくことはもちろんであるが、昨年度の点検評価における各有料道路の料金徴収期間終了時の残債務の試算結果を踏まえれば、平成22年度に料金徴収期間の終了するみちのく有料道路については、たとえプランが着実に実施されたとしても、債務が残る可能性があることから、みちのく有料道路の特徴を踏まえた残債務の処理方法を総合的に勘案し、その結果を早期に県民に示すことが必要ではないかと考えている。

次に、有料道路の利便性の向上については、凍結路面のスリップ事故防止効果のある排水性舗装の実施や、居眠りはみ出し事故防止に効果のある凸凹中心線の採用など、各種取組についての報告があった。

更に、経営状況に応じた給与体系等の見直しについては、経営状況や業務量を勘案し、現在、検討しているとのことであった。道路の建設費に係る長期債務は、料金徴収期間内の料金収入において、返済・回収されるものであることから、毎年度必要とされる料金収入を確保できていない当法人の経営状況は、必ずしも黒字経営であるとはいえない状況にある。当法人には、収支の改善に向

けたあらゆる努力が求められている。

4 当法人に対する提言

当法人は、プランの初年度において、計画を上回る債務の削減を達成しており、プランに基づく収支改善の取組が一定の成果をあげているところであるが、今後も当法人にはあらゆる努力が求められることから、当委員会は次のとおり提言する。

(1) 債務返済のための更なる取組の必要性

当法人においては、プランに基づく収支改善の取組が一定の成果をあげているものの、県からの新たな財政支援を必要とすることなく、当法人が自らの経営努力により各有料道路の建設に係る債務を返済していくまでには至っていないところであり、今後とも、あらゆる取組を検討し、有効と考えられる取組については早期に実行に移していくこと。

(2) 維持管理費の削減と道路の安全性及び利便性の維持・確保

プランの取組により、道路の維持工事の見直しが行われ、維持管理費の削減が図られているが、今後ともその実施に当たっては、道路の安全性及び利便性の維持・確保に十分に留意すること。

最後に、当法人の管理運営する各有料道路については、料金徴収期間終了時において道路建設に係る債務が残ることも想定される。各有料道路の残債務の処理方策の検討に当たっては、総合的な面でのプラス効果に対する県民の理解を得つつ、それぞれの有料道路にとって適切な方策を早期に県民に開示する必要がある。